**一般財団法人釧路市勤労者共済センター定款**

　　　第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、一般財団法人釧路市勤労者共済センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を北海道釧路市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、釧路市内並びに白糠町釧白工業団地、釧路町旧セチリ太地区及び別保地区その他の釧路市の周辺区域の事業所で働く中小企業の勤労者のための総合的な福利厚生に関する事業を行うことにより、中小企業の勤労者の福祉の向上、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）中小企業勤労者の共済に関する事業

（２）中小企業勤労者の健康の維持に関する事業

（３）中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に関する事業

（４）中小企業勤労者の生活の安定に関する事業

（５）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 会計

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第６条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第７条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

　　　第４章　評議員

（評議員の定数）

第８条　この法人に評議員６名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第９条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

　　イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

　　ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　　ハ　当該評議員の使用人

　　ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

　　ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

　　へ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

　　イ　理事

　　ロ　使用人

　　ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

　　ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

　　　①　国の機関

　　　②　地方公共団体

　　　③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

　　　④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

　　　⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

　　　⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１０条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１１条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第１２条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１３条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１４条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１５条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第１６条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

（決　議）

第１７条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１８条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員の中から選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

　　　第６章　役員

（役員の設置）

第１９条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上１０名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、２名以内を副理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長を一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事を同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第１９条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２４条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。

２　役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

1. 理事会

（構　成）

第２６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第２７条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第２８条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）

第２９条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

（決　議）

第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第９条についても適用する。

（解　散）

第３３条　この法人は、目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金）

第３４条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第３６条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　事務局

（事務局）

第３７条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長その他の重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免し、他の職員は理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

　第１１章　補則

（委　任）

第３８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

　　　附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は水澤正、副理事長は長田武興、新妻緊市、常務理事は名塚昭とする。

（設立登記日　平成２５年４月１日）

　　　附　則

　　この定款は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　この定款は、平成２８年６月４日から施行する。

　　　附　則

　　この定款は、令和２年４月１日から施行する。